

実施方針に関する質問・回答

項番	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	第1	1	(5)	事業の概要	事業者が、発電設備等の設計、更新及び維持管理を行うものとなるが、対象の発電設備等の範囲をご教示いただけますでしょうか。	維持管理の範囲は管理用発電に係わる水車、発電機、その他電気設備およびバルブ室発電用制水バルブ以降の水圧鉄管、建屋となります。なお更新の範囲は事業者の判断で決定して下さい。
2	-	-	-	主任技術者	発電所に設置すべき各主任技術者は、現担当者を雇用継続することは可能でしょうか。	各主任技術者は、事業者の責任において配置して下さい。
3	-	-	-	現地見学	現地の見学は可能でしょうか。	現地の調査・見学を行うことが可能です。なお、現地調査については、事業者が自己の責任と費用において実施するものとし、調査を行う際は事前に県へご連絡ください。
4	第2	5	(1)	提出書類の内容	地域貢献に関する提案とありますが、その対象範囲(自治体単位、最寄りの地区単位、流域全体等)をお示しいただけますでしょうか。	地域貢献の対象範囲は、島根県内とします。
5	第2	6	(2)	応募者の制限	「親会社と子会社の関係にある場合」あるいは、「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」に、連合体としての参加を制限される理由をご教示いただけますでしょうか。	同一の連合体内において資本関係のある会社が参加する場合については制限されません。ただし、連合体の代表者またはその他の構成員が他の連合体の代表者と資本関係がある場合には応募を制限しています。
6	第2	6	(3)	応募者の参加資格	参加資格として、(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこととなっておりますが、採択された場合の実業務として、整備・維持管理・運営のいずれも行うことから、確実に事業遂行をできるよう、いずれも満たすことを条件とした方が良いのではないのでしょうか。	民間事業者が応募しやすくするために（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこととしています
7	第2	6	(3)	応募者の参加資格	参加資格として、最大出力100kW以上の水力発電所における、整備・維持管理・運営のいずれかの実績を有することとしておりますが、既存の発電所が250kWであることから、より確実に事業を遂行できるよう最大出力250kW以上とした方が良いのではないのでしょうか。	民間事業者が応募しやすくするために既存発電所最大出力の半分程度の100kWとしています。
8	第1	1	(6)	実施事項	事業者は、系統アクセスについて行うものとなっているが、現在の連系契約条件において、運用上留意すべきことをご教示いただけますでしょうか。	現在の系統は、ダム管理所を経由して電力供給を行う系統となっています。ただし、ダム管理所を経由しない系統への接続についても、事前相談の結果、連系に制限はないことを確認しております。なお、手続きについては、事業者からの申請を想定しておりますが、現契約が島根県のため、手続きの際は、事前に島根県へ協議をお願いします。
9	-	-	-	用地	島根県で管理している用地の範囲をご教示いただけますでしょうか。	三瓶ダム付近の河川区域図を県ホームページに公開します。土地の詳細につきましては、項番39の回答を参照して下さい。
10	-	-	-	設計報告書	既存発電所設置時の設計報告書や、設計図面・設備図面のデータ(CAD)を貸与いただけますでしょうか。	既存発電所の設計報告書については、閲覧は可能ですが、原則として貸与は行っておりません。公開図面以外に図面提供の希望がある場合は、所在を確認のうえ、閲覧等の対応を検討いたします。なお、CADデータはありません。
11	第4	1	(2)	既設発電所の実績	自家消費電力の内訳をご教示いただけますでしょうか。	ダム管理所、ダム照明、水質改善装置等で電力を消費しています。個別の消費電力量については確認が困難です。
12	-	-	-	弾力運転	ダム水位調整による弾力運転を行うことは可能でしょうか。	ゲートレスダムであるため、ゲート操作により水位を上げて増電するような弾力的運転はできません。
13	-	-	-	除塵	スクリーンに付着したゴミの取り除き、並びに、その後のゴミ処理を行うのは発電事業者でしょうか。	ダム上流側取水スクリーンに付着したゴミの除去およびその後の処理については、ダム管理者（県）によるダム管理業務の範囲となります。
14	第1	1	(6)	関係機関届出	契約から発電開始までの期間は、接続検討から連携開始を考慮していただけますか？	既発電設備の運用引継ぎ期間については目安を示しておりますが、その目安を超える可能性がある場合は、協議対象とします。
15			(6)	報告事項	水量と発電量を毎日報告をする理由は何ですか？月単位では難しいですか？	水量および発電量の計測は日々必要ですが、報告はダム管理用制御処理設備へのデータ送信を想定しています。
16			(8)(14)	事業期間	20年以上の契約期間延長は、何年単位で延長できますか？	契約期間は、事業者提案に応じて契約時に決定することとしており、20年以上であれば特に制限はありません。
17			(11)	収入	収入からダム管理に必要な電力料金を負担する場合小売電力会社を変更可能ですか？	協議対象とします。
18	第4	1		既設発電所	30年での作り変えを判断された理由は？補修ではダメなのでしょうか？	更新時期を迎えつつあると考えていますが、補修による延命も含め事業者の判断で提案して下さい。
19				外部要因	土砂が多く傷みが早くなるのか？	既設設備の変状は、過度な土砂混入などの要因ではなく、経年劣化相当の変状であると認識しています。
20	第1	1	(11)	事業者の収入及び費用負担	事業者が負担すべき維持管理費用は、発電設備の運転・維持管理費用を対象とし、ダム管理費用負担(管理アロケーション)は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。発電設備に関わる運転・維持管理費のみが事業者負担の対象であり、バックアロケーション、ダム管理費用、占用料、固定資産税などは負担不要です。
21	第2	5	(2)	著作権等	提案者に帰属する著作物の公表に際しては、事前に提案者との協議の場を設けて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。提案者に帰属する著作物の公表に際しては、事前に提案者と協議のうえに進めることとします。
22	リスク分担表	共通		許認可等	発電設備譲渡後に必要となる許認可申請については、貴県にてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	発電設備譲渡後に必要となる各種手続きにいては、手続きの内容に応じ、県が主体となるものについては県にて、事業者が主体となるものについては事業者にてご対応いただく形になると考えます。
23	リスク分担表	運用期間		運営計画の変更	ダム設備の故障や不具合等により取水停止または取水量減少が発生した場合、「運営計画→変更-県の責めによる事業内容・運営計画の変更」または「売電収入の変動→ダム運用の変更による発電使用水量の変動」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のケースは、「売電収入の変動→ダム運用の変更による発電使用水量の変動」に該当します。
24	リスク分担表	運用期間			ダム設備の経年劣化が原因で発電設備に損傷が発生した場合、どちらのリスク分類に該当しますでしょうか。	発電設備の損傷がダム設備の経年劣化によるものであるため、民間事業者の管理責任ではなく、県管理設備側のリスクに該当します。
25	第1	1	(5)②	事業の概要	事業者が設置する管理用発電設備等費用の資金調達として、自己資金のほかにプロジェクトファイナンス、ファイナンスリース等のファイナンススキームを活用した事象実施を考えております。当該設備の譲渡時期について、完成後に貴県への無償譲渡のみならず、事業者が譲渡時期について提案可能であることを確認させていただきます。	本事業は、県が施設を所有し、占用料等の負担を抑えることで事業者が参入しやすいスキームとしています。そのため、譲渡時期は完成時点前提としていますが、事業者のファイナンススキームに支障が生じる場合には、事業者から譲渡時期の提案は可能です。最終的な取扱いについては、契約協議時に個別協議のうえ調整します。
26	第1	1	(8)①	事業期間	貴県で予定される事業契約書案について、ご開示いただける予定日をご教示ください。また、事業契約締結前に優先交渉権者との基本協定締結の有無をご教示ください。基本協定締結後に事業者独自の調査結果で変更が生じるため、その基本協定書内容は事業者がオブリゲーションを負う事がないものと理解しております。	事業契約書（案）は、優先交渉権者決定後の契約協議時に提示します。また、本事業では、契約締結前に基本協定を締結することはありません。
27	第2	3 6	(1) (1)	選定手順(予定) 応募者の構成等	複数の企業で構成されるグループでの応募の場合、参加表明提出から提案書提出までの期間において代表企業の変更は無いが、グループ構成員の追加や変更は可能なものと理解しております。	参加表明提出から提案書提出までの期間において、代表企業の変更はできませんが、参加資格要件を満たす構成企業であれば追加・変更は可能です。また、事業契約後の構成企業の変更は可能ですが、変更がある場合は、当該企業の参加表明に関する書類の提出を求めます。
28	第2	3	(1)	選定手順(予定)	募集要項等において、事業者向けの現地説明会等は予定される理解であると共に、事業者個別の現地調査について、ご対応いただけるものとして認識しております。	事業者向けの説明会の開催は可能です。また、現地調査については項番3の回答と同様です。

項番	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	第2	3	(1)	選定手順(予定)	令和8年1月下旬に予定される参加表明書等受付期限後において、応募者が参加辞退した場合、応募者は一切のオブリゲーションを負うことなく辞退できる理解でよろしいでしょうか。	参加表明書等受付期限後に応募者が参加を辞退する場合、応募者はオブリゲーションを負うことなく辞退可能です。
30	第2	3	(1)	選定手順(予定)	令和8年2月中旬に予定される参加資格確認結果の通知において、参加資格確認結果は貴県ホームページ等で公表されるのでしょうか。 また、公表される際は匿名としていただきたいです。	参加資格確認結果について、県ホームページ等での公表は予定しておりません。
31	第2	3	(1)	選定手順(予定)	令和8年6月中旬に予定される提案書の受付締切後、事業者による貴県へのプレゼンテーションの有無をご教示ください。	提案書受付締切後の事業者によるプレゼンテーションについては、必要に応じてヒアリングを実施する予定です。
32	第2	3	(1)	選定手順(予定)	令和8年7月下旬に予定される優先及び次点交渉権者の選定において、審査結果の採点内容の公表は予定されておりますでしょうか。	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定において、審査結果の採点内容の公表は予定しておりません。
33	第2	5	(1)	提出書類の内容	系統連系について、一般送配電事業者へ提出する接続検討申込は貴県の所掌であると理解します。進捗状況をご教示ください。 また、接続検討申込済みの場合、次の3点について情報をご教示ください。 ・事前相談結果 ・接続検討申込資料 ・接続検討申込日	項番8の回答を参照してください。
34	第2	5	(1)	提出書類の内容	各種図面や施設台帳等の図面類はCADデータとして提供いただけますでしょうか。	項番10の回答を参照してください。
35	第2	5	(1)	提出書類の内容	計画地点の設計積雪深をご開示ください。	ダム地点固有の設計積雪深は設定しておりません。積雪状況は、平年、年に1～2回、15cm程度で、多雪年でも最大20cm程度です。降雪期間は概ね12月～3月となります。
36	第2	5	(1)	提出書類の内容	施設台帳のほか既設発電所及びダム周辺の現況写真を開示いただけないでしょうか。	施設台帳については、現在公表しております。 既設発電所およびダム周辺の現況については、現地調査によりご確認いただく形で考えております。
37	第3	1	(2)	「(別表)予想されるリスクと責任分担」 共通＞物価変動＞インフレーション・デフレーションに関するもの	事業者負担である物価変動について、ハイパーインフレ発生の場合、その負担に關して不可抗力事由として貴県にご負担いただくことが適正なリスク分担と考えます。 責任分担の変更(事業者→貴県)の可否をご検討ください。	本事業の実施に大きな影響が生じ、復旧費用や逸失利益等が大きいと判断される場合は、県が一定の負担を負うことも含め、協議により対応を決定するものとしま。現時点での責任分担の変更は行いません。
38	第3	1	(2)	「(別表)予想されるリスクと責任分担」 共通＞人為的災害＞暴動、戦争等の人為的災害による損害	事業者負担である人為的災害による損害が発生した場合、その負担に關して不可抗力事由として貴県にご負担いただくことが適正なリスク分担と考えます。 責任分担の変更(事業者→貴県)の可否をご検討ください。	項番37の回答と同様です。
39	第3	1	(2)	「(別表)予想されるリスクと責任分担」 整備期間＞用地の確保等＞発電設備整備に必要な民有地等の確保に関するもの	土地の権利関係が分かる測量図、公図及び敷地境界図をご開示いただけないでしょうか。	土地の権利関係が分かる測量図、公図、敷地境界図については、必要に応じ、事業者により個別に法務局で調査いただきますようお願いします。
40	第3	1	(2)	「(別表)予想されるリスクと責任分担」 整備期間＞発電設備整備の遅延＞施設損傷	既設発電所設備に起因するダム関連設備への損傷や経年劣化による損傷は、貴県リスク負担いただく理解をしております。	ご認識の通り、既設発電所設備に起因するダム関連設備への損傷や、経年劣化による損傷のリスクは、原則として県が負担いたします。
41	第7	2		財政上及び金融上の支援に関する事項	事業者で実施する事前調査(流量調査、地質調査、測量等)で、(一財)新エネルギー財団の水力発電事業性評価等支援事業の補助金交付を受けることは可能でしょうか。	事業者が実施する事前調査に係る財団の補助金については、直接財団にご確認ください。
42	第4	1	(1)	既設発電所計画概要	既設発電所設備の詳細資料について、今後追加公開の有無をご教示ください。	公開資料以外に提供の希望がある場合は、所在を確認のうえ、閲覧等の対応を検討いたします。
43	第4	1	(2)	既設発電所の実績(R6年度)	自家消費電力量の記載がありますが、設備設置の更新後において事業者による同等の電力量確保の可否をご教示ください。	設備更新後の自家消費電力については、事業者が同等の電力を確保する責任があります。ただし、電力そのものの供給に代えて、消費電力相当の電気料金を事業者が負担する形で差し支えありません。
44	第4	1	(3)	施設更新にかゝる機器仕様等	施設台帳に記載されている各部品において、耐用年数を経過したものは全て更新されている理解でおります。また、既設発電所のメンテナンス実施履歴をご開示ください。	定期点検により、致命的な欠陥が生ずる恐れが低く、継続使用可能と判断された部品については、更新時期を延期して使用しています。 メンテナンス実施履歴については、ご希望に応じて提供可能です。
45	第4	1	(3)	施設更新にかゝる機器仕様等	「事業者からの提案によるものとする(出力の変更も認める)」において、今後公開される募集要項等の事業条件等を基にした事業提案を提出いたしますが、要求水準書の公開がなされる場合、条件・諸元・仕様等は参考であり、事業者での独自調査・設計により最適と判断する計画変更は可能という認識でおります。 つきましては、事業者の提案において内容変更を伴う場合、募集要項、要求水準書等の貴県資料が、事業者提案書の内容に上書き更新されるものと理解しております。	更新する施設の仕様は事業者の提案によるものであり、募集要項等では仕様を定めず、要求水準書の作成も行いません。